

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

野木町は、栃木県の南の玄関口という利便性の高い恵まれた立地条件に加え、良好な居住環境や民間開発業者等による大規模な宅地造成などを背景に人口が増加してきたが、平成27年(2015)に行われた国勢調査では、総人口25,292人で、令和2年度(2020)の国勢調査の結果によると25,020人で平成27年に比べマイナス1.1%の減少となった。また国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると令和12年(2030)には23,141人、令和22年(2040)には20,724人まで減少するとされている。

本町の産業については、2020年の全就業者数は10,806人で、その内訳は第一次産業が4.7%、第二次産業が34.9%、第三次産業が58.7%となっています。産業大分類比率で見ると、製造業が28.4%と最も多く、次いで卸売業・小売業・飲食業が18.9%、次いで医療・福祉が12.4%、運輸・通信業が9.2%となっている。

事業所総数は722事業所で製造事業所が91事業所、卸売業、小売業事業所、飲食店は201事業所で平成8年度までは増加傾向にあったが、それ以降は減少または横ばい傾向にある。

本町の商工業者は中小企業や小規模事業者の割合がもっとも多く、人手不足や事業主の高齢化とともに後継者不足等の問題に直面している。このような環境の中、町としても中小企業者等の育成並びに経営の安定を図るため、中小企業振興資金融資制度を実施しているが、労働生産性の向上や確実に後継者へ事業承継するためには生産基盤を構築する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業の発展や生産性向上を目指す。これを実現するため、2年間で10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、卸売業、小売業、製造業等を中心に多種多様な事業者が多いため、多種多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、野木工業団地と野木東工業団地及び野木第二工業団地を中心とする工業専用地域に集積しているが、中小企業事業者は町内全域に事業所が存在するため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は野木町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、卸売業、小売業、製造業等を中心に多岐にわたり多様な業種が町の経済・雇用を支えていることから、これらの産業で広く生産性の向上を実現するために、本計画の対象業種は全業種とする。

また、本計画においては、生産性向上に向けた事業者の取り組みも多様になることから、年平均3%以上の労働生産性向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者については、先端設備等導入計画認定の対象としない。